

住宅ローンや医療費申告忘れずに

会社員でも確定申告を行うと税金が戻ってくるケースがあります。今回は、主なケースを紹介します。

最初に、「住宅ローン控除」です。住宅ローンを利用して、マイホームを購入・新築した人や増改築をした人は、住宅ローン控除を受けることができます。会社員の場合、最初の1年目は、確定申告が必要で、2年目からは会社に書類を提出すると年末調整で控除してくれるので、申告は不要になります。

住宅ローン控除は、購入日ではなくて入居した日が基準です。例えば、2018年にマイホームを購入したが、居住が2019年の場合は、2018年度の確定申告は間に合わず2019年から「各年末の住宅ローン残高×1%」で計算して金額を10年間にわたって控除できます。各年の控除額の最高額は、一般住宅で40万円、認定住宅で50万円です。住宅ローン控除を所得税で控除しきれなかった場合は、住民税から控除されます。会社員の場合、給与から天引きされる住民税が減税されます。また、夫婦共有名義の住宅ローンの場合は、夫婦それぞれで住宅ローン控除を受けることができます。

次に、退職した場合です。2018年退職し、その後再就職しなかった場合、会社で年末調整を受けていないので確定申告をすると税金が戻ります。また、退職金については、通常は、会社に「退職所得の受給に関する申告書」を提出すると適正な税金が納付されるのですが、提出がないと退職金×20.42%で計算して納税するので、正規の税額を超えます。この場合は確定申告を行うと税金が戻ってきます。また、給与所得から控除する所得控除額が、控除しきれない

場合は退職所得から控除できます。この場合も確定申告で税金が戻ってきます。

それから「医療費控除」です。医療費控除は、医療費がたくさんかかった場合に受けられる控除で、確定申告をしないと税金は戻ってはきません。昨年セルフメディケーション税制が始まり、通常の医療費控除と、どちらか有利な方を選択して確定申告を行うことになりました。

通常の医療費控除には、10万円の足切り額があるので、医療費が10万円を超えないと医療費控除が利用できないのですが、総所得金額（会社員やパートなど収入が給与だけなら給与所得が総所得金額）が200万円未満の場合、足切り額は総所得金額×5%で計算するので、医療費が10万円を超えていなくても利用できるかもしれません。また、年金収入だけの人で医療費が10万円を超えていない場合も利用できるケースがあります。

一方、セルフメディケーション税制は、健康診断やインフルエンザの予防接種などを受けていて、対象となるOTC医薬品の年間購入額が1万2000円を超えると受けられます（上限は8万8000円）。これら医療費控除は、経済的に同一生計なら、家族の分をまとめて、大学に通う送りをしている別居の子どもなどの分などもまとめて申告できます。

今年度の確定申告は、3月15日まで。申告漏れはありませんか。



暮らしのマネープラン相談センター・所長
サードファイナンスアドバイザー 高橋 昌子

知らなきや損する

いしかわ暮らしのマネープラン

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで3000円 2時間まで5000円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■マイホーム資金・住宅ローン相談 ……………… 3万円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職資金・マネープラン相談 ……………… 3万円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F]

☎076-232-2038

要予約

(株)FPサポート研究所 <http://www.fpsl.co.jp/>

●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00